

議案第 3 2 号

高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合規約の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、高知県市町村総合事務組合から仁淀川中央清掃事務組合が脱退することに伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 2 8 年 3 月 9 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

高知県市町村総合事務組合規約第 3 条第 1 号についての財産処分を次のとおり定める。

高知県市町村総合事務組合負担金条例第 3 条第 1 項の規定により算出された額 368,488円を納付させる。